

イーリバースドットコム (e-reverse.com) 会員規約 新旧対照表

現行	改定
<p>第 9 条 (入会審査と承諾)</p> <p>1. 前条の入会申込を受けた場合、当社は、入会希望者について入会審査を実施します。なお、当社は、入会審査にあたり申込事項のほか、代表者等の情報、その他商業登記簿等の必要書類の提供または提示を求めることがあります。</p> <p>2. 入会希望者は、前項の審査において入会を承認された時に e-reverse.com の会員となります。なお、会員となった場合、e-reverse.com の会員としての ID が当社より付与されます。</p> <p>3. 当社は入会希望者が次のいずれか一つに該当した場合には入会を拒否することができます。なお、当社は、入会拒否等の理由及び審査基準を入会希望者に対して開示や説明する義務を負わないものとします。</p> <p>(1) 入会希望者が第 11 条第 2 項に規定する条件を充足しない場合</p> <p>(2) 入会希望者の経営状態について与信上の不安が存する場合</p> <p>(3) 入会希望者が過去に第 21 条で定める退会処分を受けたことがある場合</p> <p>(4) 入会希望者が法人または事業の実体を有しない場合</p> <p>(5) 入会希望者またはその役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者 (以下、「反社会的勢力」といいます) である場合</p> <p>(6) 入会希望者が、反社会的勢力の支配下にある者によって経営され、もしくはその実質的な支配下にある場合</p> <p>(7) 入会希望者が、反社会的勢力、反社会的勢力の支配下にある者によって経営され、もしくはその実質的な支配下にある会社等との間で、資金提供や便宜供与、利用等の社会的に非難されるべき関係を有している場合、その他自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する場合</p> <p>(8) 入会希望者が、入会の申込時、または入会審査にあたり当社が求めた情報について虚偽の申告をし、または必要書類の提供もしくは提示を拒んだ場合</p> <p>(9) その他当社が入会希望者の入会を不相当と認める相当の事情がある場合</p>	<p>第 9 条 (入会審査と承諾)</p> <p>1. 前条の入会申込を受けた場合、当社は、入会希望者について入会審査を実施します。なお、当社は、入会審査にあたり申込事項のほか、代表者等の情報、その他商業登記簿等の必要書類の提供または提示を求めることがあります。</p> <p>2. 入会希望者は、前項の審査において入会を承認された時に e-reverse.com の会員となります。なお、会員となった場合、e-reverse.com の会員としての ID が当社より付与されます。</p> <p>3. 当社は入会希望者が次のいずれか一つに該当した場合には入会を拒否することができます。なお、当社は、入会拒否等の理由及び審査基準を入会希望者に対して開示や説明する義務を負わないものとします。</p> <p>(1) 入会希望者が第 11 条第 2 項に規定する条件を充足しない場合</p> <p>(2) 入会希望者の経営状態について与信上の不安が存する場合</p> <p>(3) 入会希望者が過去に第 21 条で定める退会処分を受けたことがある場合</p> <p>(4) 入会希望者が法人または事業の実体を有しない場合</p> <p>(5) 入会希望者が第 19 条 1 項各号のいずれかに該当するまたは該当する恐れがあると当社が判断した場合</p> <p>(6) 入会希望者が、当社または第三者に対して第 19 条 2 項各号のいずれかに該当する行為を行ったまたはその恐れがあると当社が判断した場合</p> <p>(7) 入会希望者が、入会の申込時、または入会審査にあたり当社が求めた情報について虚偽の申告をし、または必要書類の提供もしくは提示を拒んだ場合</p> <p>(8) その他当社が入会希望者の入会を不相当と認める相当の事情がある場合</p> <p>4. 当社は、第 1 項の入会審査のほか、入会希望者が e-reverse.com の会員となった後一定期間経過ごとに当社の所定の基準に従い、前項各号の事由が会員について生じたまたは生じているかどうか等に関して、会員の審査 (以下「定期審査」といいます) を行います。当社は、定期審査において、会員に対し、代表者等の情報、その他商業登記簿等の必要書類の提供または提示を求めることがあります。なお、入会審査及び定期審査の審査基準は、法令の改正、社会情勢等に応じて変更することがあ</p>

イーリバースドットコム (e-reverse.com) 会員規約 新旧対照表

現行	改定
<p>4. 当社は、第 1 項の入会審査のほか、入会希望者が e-reverse.com の会員となった後一定期間経過ごとに当社の所定の基準に従い、前項各号の事由が会員について生じたまたは生じているかどうか等に関して、会員の審査（以下「定期審査」といいます）を行います。当社は、定期審査において、会員に対し、代表者等の情報、その他商業登記簿等の必要書類の提供または提示を求めることがあります。なお、入会審査及び定期審査の審査基準は、法令の改正、社会情勢等に応じて変更することがあります。当社は、審査結果とあわせて会員その他入会希望者に対して各審査基準について開示や説明する義務を負わないものとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>ります。当社は、審査結果とあわせて会員その他入会希望者に対して各審査基準について開示や説明する義務を負わないものとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>第 19 条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. 会員は、それぞれ自己及び自己の役員又は経営に実質的に関与している者（以下「役員等」という。）が下記の各号の一に該当しないこと、及び今後もこれに該当しないことを表明、保証します。</p> <p>(1) 暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という）こと。</p> <p>(2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>(4) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>(6) 役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>2. 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに一つでも該当する行為を行ってはならないものとします。</p> <p>(1) 相手方に対して脅迫的な言動をすること、暴力を用いること、又は相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。</p> <p>(2) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害すること。</p>	<p>第 19 条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. 会員及び当社は、それぞれ自己及び自己の役員または経営に実質的に関与している者（以下「役員等」といいます）が下記の各号の一に該当しないこと、及び今後もこれに該当しないことを表明、保証します。</p> <p>(1) 暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます）であること。</p> <p>(2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>(4) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>(6) 役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>2. 会員及び当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに一つでも該当する行為を行ってはならないものとします。</p> <p>(1) 脅迫的な言動をすること、暴力を用いること、または名誉・信用を毀損する行為を行うこと。</p> <p>(2) 偽計または威力を用いて業務を妨害すること。</p>

イーリバースドットコム (e-reverse.com) 会員規約 新旧対照表

現行	改定
<p>(3) 相手方に対して法的な責任を超えた不当な要求行為をすること。</p> <p>(4) 暴力団員等である第三者をして前三号の行為を行わせること。</p> <p>(5) 自ら、その役員 又は 実質的に経営を支配する者が暴力団員等へ資金等を提供し 又は 便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>(6) その他前各号に準ずる行為。</p> <p>3. 当社は、会員が前 2 項のいずれか一つにでも違反した場合またはその合理的な疑いが生じた場合は、別段の催告を要せず、会員登録を削除できるとともに、本規約に基づき成立した当社および会員間のすべての契約並びにその他一切の当社及び会員間の契約を解除することができるものとします。</p> <p>4. 会員は、前項により登録を削除されたことを理由として、当社に対し、損害賠償を請求することができないものとします。また、前項により登録を削除された場合、会員は、当該解除によって当社に生じた損害の一切を賠償する義務を負うものとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(3) 公序良俗に反する行為、違法行為または 法的な責任を超えた不当な要求行為をすること。</p> <p>(4) 暴力団員等である第三者をして前三号の行為を行わせること。</p> <p>(5) 自ら、その役員 または 実質的に経営を支配する者が暴力団員等へ資金等を提供し または 便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>(6) その他前各号に準ずる行為。</p> <p>3. 当社は、会員が前 2 項のいずれか一つにでも違反した場合またはその合理的な疑いが生じた場合は、別段の催告を要せず、会員登録を削除できるとともに、本規約に基づき成立した当社および会員間のすべての契約並びにその他一切の当社及び会員間の契約を解除することができるものとします。</p> <p>4. 会員は、前項により登録を削除されたことを理由として、当社に対し、損害賠償を請求することができないものとします。また、前項により登録を削除された場合、会員は、当該解除によって当社に生じた損害の一切を賠償する義務を負うものとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>付則 (本規約の発効)</p> <p>本規約は下記のとおり、発効し、改訂されました。</p> <p>発 効：2007 年 7 月 1 日</p> <p>第 1 回改訂：2008 年 7 月 1 日</p> <p>第 2 回改訂：2010 年 1 月 1 日</p> <p>第 3 回改訂：2011 年 1 月 1 日</p> <p>第 4 回改訂：2011 年 12 月 1 日</p> <p>第 5 回改訂：2012 年 5 月 15 日</p> <p>第 6 回改訂：2014 年 11 月 1 日</p> <p>第 7 回改訂：2015 年 4 月 1 日</p> <p>第 8 回改訂：2017 年 10 月 1 日</p> <p>第 9 回改訂：2018 年 8 月 1 日</p> <p>第 10 回改訂：2020 年 4 月 1 日</p> <p>第 11 回改訂：2020 年 8 月 7 日</p> <p>第 12 回改訂：2022 年 4 月 1 日</p> <p>第 13 回改訂：2022 年 8 月 1 日</p> <p>第 14 回改訂：2024 年 3 月 29 日</p>	<p>付則 (本規約の発効)</p> <p>本規約は下記のとおり、発効し、改訂されました。</p> <p>発 効：2007 年 7 月 1 日</p> <p>第 1 回改訂：2008 年 7 月 1 日</p> <p>第 2 回改訂：2010 年 1 月 1 日</p> <p>第 3 回改訂：2011 年 1 月 1 日</p> <p>第 4 回改訂：2011 年 12 月 1 日</p> <p>第 5 回改訂：2012 年 5 月 15 日</p> <p>第 6 回改訂：2014 年 11 月 1 日</p> <p>第 7 回改訂：2015 年 4 月 1 日</p> <p>第 8 回改訂：2017 年 10 月 1 日</p> <p>第 9 回改訂：2018 年 8 月 1 日</p> <p>第 10 回改訂：2020 年 4 月 1 日</p> <p>第 11 回改訂：2020 年 8 月 7 日</p> <p>第 12 回改訂：2022 年 4 月 1 日</p> <p>第 13 回改訂：2022 年 8 月 1 日</p> <p>第 14 回改訂：2024 年 3 月 29 日</p>

イーリバースドットコム (e-reverse.com) 会員規約 新旧対照表

現行	改定
	第15回改訂：2025年2月1日